

「橋会所規則之証」大意

- ① 鈴木左内および芳井佐右衛門の代理人合計 6 名が橋会所詰を勤めること。その内訳は、4 名が鈴木左内の代理、2 名が芳井佐右衛門の代理である。当番を決め、3 名ずつ交替で勤めること。
- ② 往來者に迷惑をかけないこと。
- ③ 勤務中は相互に検査し、橋銭を不正徴収した場合、その 10 倍の罰金を差し出すこと。
- ④ 当番の際、勤めを怠った者は一ヶ月分減給すること。再度怠った場合、その者は罷免とする。ただし、やむを得ない状況や病気の際は代理を立てること。
- ⑤ 会所入費は一ヶ月 5 円とし、取立人 6 名で適宜賄うこと。渡橋賃を入費に用いた場合、罰金として当番 3 名より 10 倍の金額を差し出すこと。
- ⑥ 月給は一人金 6 円とし、日々受け取ること。
- ⑦ 日々の立会勘定は当番 3 名が調印し、七分三分を互いに受取り、異論が出ないよう取り計らうこと。
- ⑧ 每月 21 日は全員が出勤すること。
- ⑨ 会所では協力し、不平など言わないこと。論議する者がいた場合、双方金 5 円の罰金を差し出すこと。ただし、橋に関することで学ぶ気持ちから生じた論議は、この限りではない。
- ⑩ 罰金については、鈴木左内代理人分は芳井佐右衛門代理人が受け取り、芳井佐右衛門代理人分は鈴木左内代理人が受け取る。鈴木左内・芳井佐右衛門が支払う罰金も同じく、支払った分は相手方が受け取ること。

※太田区立郷土博物館蔵 鈴木家文書「橋会所規則之証」より作成